

府共発第199号

平成20年5月9日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長 殿

内閣府男女共同参画局推進課長

配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成19年法律第113号）が、平成20年1月11日に施行され、また、この法律による改正後の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）第2条の2の規定に基づき、同日付けで「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下、「基本方針」という。）が告示されました。これに伴い、今般、「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日保保発第0205001号厚生労働省保険局保険課長通知）等（以下「保険課長通知等」という。）が、別添参考のとおり発出されたところです。

また、保険課長通知等においては、その他の医療保険に関わる事項として、被害者に係る被扶養者認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱い等についても併せて通知されているところです。

つきましては、配偶者からの暴力を受けた被害者から上記に関わる相談を受けた際には、別添資料等を参考として、下記の事項も踏まえ適切に対応いただくとともに、貴職より配偶者暴力相談支援センター等関係機関、及び管内の市町村（特別区を含む。）に周知して頂きますようお願いいたします。

なお、同日付で厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長より各都道府県民生主管部（局）長あて、同様の通知が発出されていることを申し添えます。

おって、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言です。

記

- 1 基本方針の第2 7 (6) エにおいて、配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書（以下、「証明書」という。）は婦人相談所等が発行することとされています（別紙1参照）。ついては、婦人相談所に対して配偶者から暴力を受けた被害者に対する証明書の発行を依頼する際には、「配偶者からの暴力の被害者に係る証明書の発行について」（平成18年3月2日府共第108号内閣府男女共同参画局推進課長通知）の様式に替えて、別紙2の様式例を参考とした証明書を発行してもらうようお願いいたします。
- 2 証明書は婦人相談所において発行するものとされていますが、地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する書類も、婦人相談所の発行する証明書と同様の取扱いとすることができます。
- 3 裁判所において発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する書類についても、婦人相談所の発行する証明書と同様の取扱いとできるとされています。
- 4 証明書における「保護」には、従前どおり相談（電話相談を除く。）のみの場合も含めることといたします。

(参考1) 「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」
(平成20年2月5日保保発第0205001号 厚生労働省保険局保険課長通知)

(参考2) 「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」
(平成20年2月5日保保発第0205003号 厚生労働省保険局保険課長通知)

(参考3) 「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」
(平成20年4月25日庁保発第0425001号 社会保険庁運営部医療保険課長通知)

(参考4) 「配偶者からの暴力を受けた者の取扱い等について」
(平成20年2月27日保国発第0227001号 厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)

(参考5) 「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」
(平成20年2月28日 財務省主計局給与共済課大臣官房参事官事務連絡)

(参考6) 「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」
(平成20年2月28日 総務省自治行政局公務員部福利課長事務連絡)

別添 「配偶者からの暴力の被害者に係る証明書の発行について」
(平成20年5月9日雇児福発第0509001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針
(平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号) (抄)

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

7 被害者の自立の支援

(6) 医療保険 (厚生労働省)

支援センターは、被害者から医療保険に関する相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア 健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れること

イ 国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れること

ウ 被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること

エ 被害を受けている旨の証明書は、婦人相談所等が発行すること、また、子どもなどの家族を同伴している場合には、その同伴者についても証明書を発行すること

オ 被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、年金の第3号被保険者については、第1号被保険者となる手続が必要になること

カ 市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であり、市町村において相談すること

キ 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること

ク 医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること